

第1章 総 則

愛媛県年金受給者協会会則

(名 称)

第1条 本会は、愛媛県年金受給者協会(略称 えひめ年金協会)といふ。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、松山市に置く。

(目的)

第3条 本会は、年金受給者等が会員相互の親睦と福祉の向上を図るため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) 年金受給者等の福祉の向上、社会貢献活動に関する事業
- (2) 健康づくり、生きがい対策事業
- (3) 年金制度の普及、推進に必要な事業
- (4) 年金制度等に関する情報提供
- (5) 関係機関及び会員相互の連絡提携
- (6) 前各号のほか本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員及び会費

(会 員)

第5条 会員は、原則として愛媛県内に居住する年金受給者等であつて、入会の申し込みをした者とする。

但し、暴力団員およびそれに準ずる者※の入会は拒否する。

※ 暴力団員・暴力団でなくなってから5年以上経過しない者

　　暴力団構成員・特殊知能暴力集団及びそれに準ずる者。

2. 会員は、次のいずれかに該当したときは、会員の資格を失う。

- (1) 死亡の届出があつたとき
- (2) 退会の申し出をしたとき
- (3) 会員が愛媛県内から転出したとき
- (4) 会費の納入を怠ったとき(1年目余)
- (5) 協会の名誉を傷つけるような行為、言動があるとき

(会 費)

第6条 会員は、本会の経費にあてるため別に定める会費を納入するものとする。

第3章 役員及びその他

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 8名
- (3) 常務理事または事務局長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(役員の選出)

第8条 理事は当該地区の前任理事が別に定める定数を代議員の中から推薦し、理事会の同意を得て選任する。ただし、理事会の同意を得て学識経験を有する者を理事に選任することができる。

2. 会長及び副会長は、理事が互選する。

3. 常務理事は、会長が理事会の同意を得て理事の中から選任する。

4. 監事は、総会において代議員が互選する。但し、総会の議決を経て学識経験を有する者を選任することができる。

5. 理事と監事は、これを兼ねることができない。

(役員の職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。

3. 理事は理事会を構成し、重要な会務を審議する。

4. 常務理事または事務局長は本会の常務を処理し、会計責任者として適時会長に報告するものとする。

5. 監事は、本会の会計事務を監査し、その結果を理事会及び総会に報告するものとする。

(役員の報酬等)

第10条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員には愛媛県年金受給者協会就業規則に準じて給料及び手当を支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3. 役員の給料、手当及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。

(年金受給者指導員)

第11条 本会に、次の年金受給者指導員(地区指導員)をおき、年金制度の周知や生きがいと健康づくり活動を積極的に行う。

- 2. 年金受給者指導員 4名
- 年金受給者地区指導員 80名

3. 指導員は、会長が理事会の同意を得て理事、代議員及び地区委員の中から選任する。

(顧問及び参与)

第12条 会長は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から顧問及び参与を若干名、選任することができる。

2. 顧問及び参与は、会長の諮問に応じて各会議に出席し意見を述べることができる。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局に事務局長及び職員をおくことができる。

3. 事務局長及び職員は、会長が委嘱し理事会に報告するものとする。

4. 事務局長及び職員に関する給与等については三役会において協議し決定することができる。

(代議員の選任)

第14条 代議員は、当該地区の理事が地区委員のなかから推薦のうえ支部理事会の同意をえて選任し、本部に報告する。

2. 代議員の地域別基準定数は、別表のとおりとする。

(地区委員の選任)

第15条 地区委員は、当該地区の理事が会員のなかから推薦のうえ支部理事会の同意をえて選任し、本部に報告する。

(任 期)

第16条 本会の役員、代議員及び地区委員の任期は2年とする。但し再任を妨げないが、3年目以降は1年毎の任期とする。

2. 役員、代議員、地区委員に欠員を生じたため、新たに選任された役員、代議員、地区委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員、代議員及び地区委員は、任期が満了しても後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

第4章 機 関

第17条 本会の機関として、総会、理事会、三役会、支部長会、選考委員会を置く。

(総 会)

第18条 総会は、役員及び代議員をもって組織する。

2. 総会は、会長がこれを招集する。

3. 総会は次の事項を審議決定する。

(1)会則の変更

(2)毎事業年度の事業報告及び決算

(3)毎事業年度の事業計画及び予算

(4)その他、この協会の運営に関する重要な事項

(理事会)

第19条 理事会は、理事をもって組織し、総会に討議する事項及び緊急または重要な会務を審議する。

2. 理事会は必要に応じて会長が召集し、議長は会長がこれにあたる。

(三役会)

第20条 三役会は、会長、副会長及び常務理事または事務局長をもって組織し、理事会及び総会に討議する事項を審議する。

2. 三役会は、必要に応じて会長が召集し、議長は会長がこれにあたる。

(支部長会)

第21条 支部長会は、会長、副会長、常務理事または事務局長及び支部長をもって組織し、支部組織活動について協議する。

2. 支部長会は、必要に応じて会長が召集し、議長は会長がこれにあたる。

(選考委員会)

第22条 部会長会は、会長、副会長、常務理事または事務局長及び部会長をもって組織し部会事業について協議する。

2. 部会長会は、必要に応じて会長が召集し、議長は会長がこれにあたる。

(理事会及び総会の議事)

第23条 理事会及び総会は、定数の3分の2(委任状を含む)以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数の同意によって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

2. 議事については、議事録を作成し、出席者のうち議長の指名する者2人が署名し、会長に報告するものとする。

第5章 財務及び会計

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第25条 本会の必要な経費は、次の収入をもってこれにあてる。

(1)会費

(2)寄付金、その他の収入

第6章 支 部

(支 部)

第26条 本会に、支部を置く。

(1)四国中央支部(2)新居浜支部(3)西条支部

(4)今治支部(5)松山支部(6)大洲支部

(7)八幡浜支部(8)宇和島支部

2. 支部運営活動のため、支部活動費を支給する。

3. 支部の組織その他必要な事項については、別に定める。

第7章 雜則及びその他

第27条 この会則に定めるものほか必要な事項は、理事会において決定する。

附則(施行期日)

1. この会則は、昭和51年7月1日から施行する。
2. この改正会則は、昭和55年4月1日から施行する。
3. この改正会則は、昭和57年4月1日から施行する。
4. この改正会則は、昭和61年4月1日から施行する。
5. この改正会則は、平成5年4月1日から施行する。
6. この改正会則は、平成9年4月1日から施行する。
7. この改正会則は、平成10年4月1日から施行する。
8. この改正会則は、平成11年4月1日から施行する。
9. この改正会則は、平成14年4月1日から施行する。
10. この改正会則は、平成15年4月1日から施行する。
11. この改正会則は、平成16年4月1日から施行する。
12. この改正会則は、平成18年4月1日から施行する。
13. この改正会則は、平成20年7月1日から施行する。
14. この改正会則は、平成23年4月1日から施行する。
15. この改正会則は、平成26年6月1日から施行する。
16. この改正会則は、平成27年6月1日から施行する。
17. この改正会則は、平成28年6月1日から施行する。

第8章 会費規程及びその他

(会 費)

第1条 会則第6条に基づく、会員が毎年度この協会に納入する会費の額は、2,500円とする。

2. 夫婦で会員となる場合においては前項の規程に拘わらず、夫2,500円、妻1,500円とする。

(会費の納付)

第2条 毎年度の会費は、5月末までに納付するものとする。

2. 会員が新たに入会または、退会したときは、その日の属する年度の会費は、これを納付するものとする。

3. 当該年度および当該年度以前の会費で、既に納めた会費については返還できないものとする。

(長寿祝い)

第3条 会員が満88才に達した時、当該年度の会費の滞納がない場合、本人の申請に基づき長寿祝いとして3000円相当の品物を贈る。ただし、3年以上会員であること。

附 則(施行期日)

1. この規程は、昭和51年7月1日から施行する。
2. この改定規則は、昭和61年4月1日から施行する。
3. この改定規則は、平成2年4月1日から施行する。
4. この改定規則は、平成5年4月1日から施行する。
5. この改定規則は、平成9年4月1日から施行する。
6. この改定規則は、平成24年6月1日から施行する。
7. この改定規則は、平成27年6月1日から施行する。